

第7章  
埋蔵文化財調査

## 埋蔵文化財調査

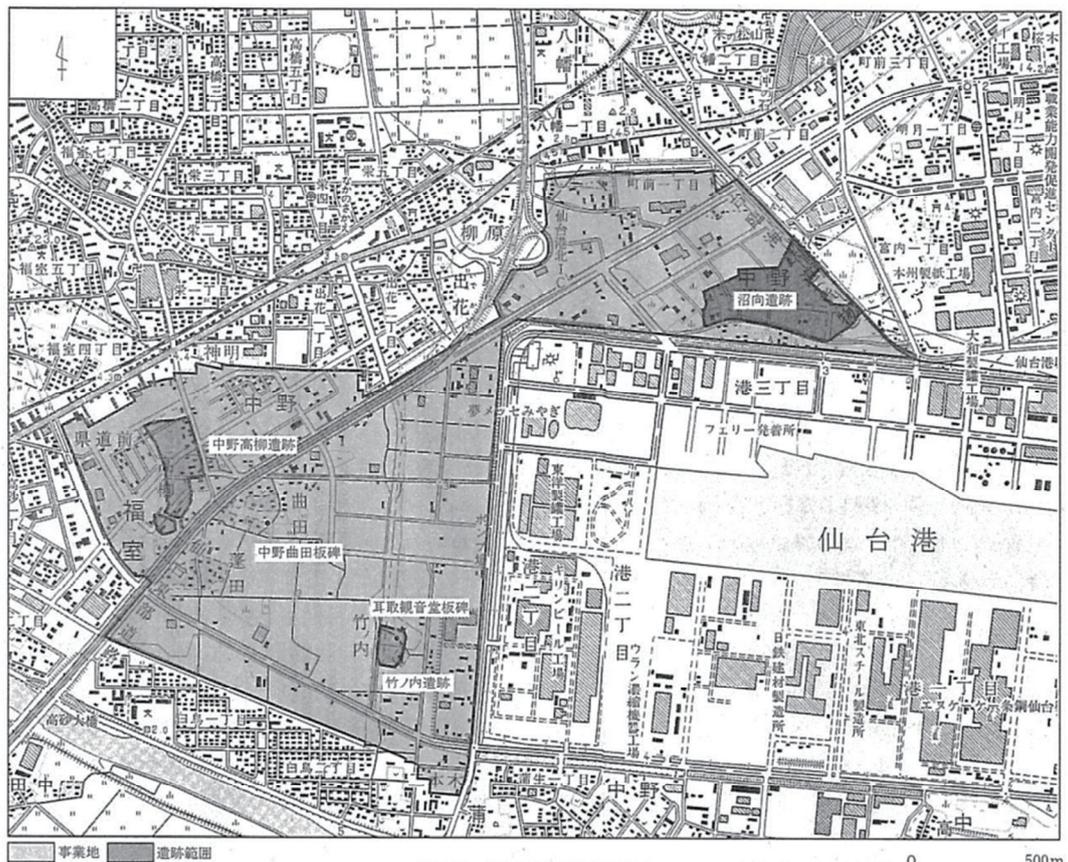
### 1 発掘調査の概要

土地区画整理事業地内には、高柳 A 遺跡、高柳 B 遺跡、竹ノ内遺跡、沼向遺跡（古墳）、沼向遺跡（遠藤館跡）、中野曲田板碑、耳取観音堂板碑が存在することから、事業地内の埋蔵文化財に関し、平成 2 年度から、当時土地区画整理事業を担当していた宮城県国際港都市整備課が事業と遺跡との関わりについて宮城県文化財保護課及び仙台市文化財課と協議を進め、平成 2 年度に分布調査を行い、3 年度から 5 年度にかけて確認調査を行った。

その後、その成果に基づき、高柳 A 遺跡と高柳 B 遺跡は中野高柳遺跡として、沼向遺跡（古墳）と沼向遺跡（遠藤館跡）は沼向遺跡としてそれぞれ一本化し、竹ノ内遺跡とあわせて 3 箇所の発掘調査を行った。

土地区画整理事業の推進のため、全面発掘の要請を行い、発掘調査は中野高柳遺跡については平成 17 年度に、竹ノ内遺跡は平成 15 年度に終了した。

沼向遺跡は平成 21 年度で調査未了箇所を残して終了となった。



## 2 沼向遺跡における未調査の土地の取扱いについて

埋蔵文化財の発掘調査は、恒久構造物の建築、道路その他の工作物により文化財に影響を及ぼすと判断される場合において発掘調査をすることを基本としている。

当該土地区画整理事業地内における年間の発掘調査面積は概ね0.5haとなっており、これを前提とすると事業の遅れが避けられず、また、文化財が残ったままでは計画的な土地利用に支障が生じるとともに、土地の市場価格の低下や損害賠償等も想定された。

このため、平成20年3月に「平成21年度以降に発掘調査が必要な区域図の作成」について宮城県土木部長から仙台市教育委員会教育長に依頼し、同月、「未調査区域における平成21年度以降に発掘調査が必要な範囲と調査の対応について」回答があり、背後地事務所として未調査の土地の取扱いを以下のとおりとした。

- ① 仙台市教育委員会から示された発掘調査が必要な範囲にある保留地は、過去に行われた文化財発掘調査費用を参考に、売却価格から発掘調査に要する費用を低減し販売する。  
販売に際しては文化財包蔵地であること、土地利用については仙台市教育委員会文化財課に事前に相談するよう説明する。
- ② 発掘調査が必要な範囲にある保留地以外の土地については、仙台市教育委員会文化財課に発掘届けを提出し、仙台市教育委員会文化財課で発掘調査を実施する。発掘に必要な調査費は土地区画整理事業施行者が負担する。
- ③ ①、②以外の土地は、慎重工事により対応することとなっており、文化財包蔵地内で工事を行う場合は、事前に仙台市教育委員会文化財課に相談する旨を地権者に説明する。  
なお、②については、宮城県が所有する19街区5及び15画地を除き、発掘調査が必要な範囲における現建築計画に基づく発掘調査は平成21年度に終了している。

※慎重工事とは、埋蔵文化財発掘の届出に対し、当該土木工事が遺跡に及ぼす影響がないと判断された場合、立会や調査は実施しない工事を指す。

### 3 埋蔵文化財に関する主な経過

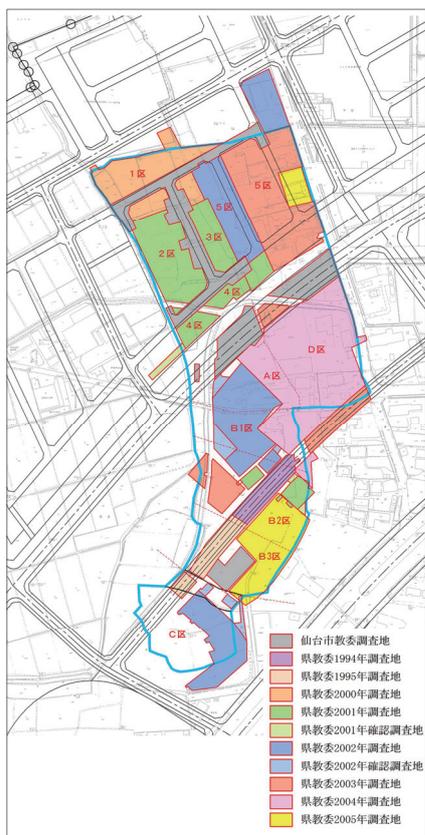
年月日	内 容
昭和 63 年 8 月	事業計画と文化財調査について宮城県文化財保護、県国際港都市整備課で協議を開始。分布調査、発掘条件の整理、確認調査、工事着手前の発掘調査の手順が示された。また調査主体は県教育委員会であったが、仙台市の政令指定都市移行の関係から、以降は市教育委員会を交え協議することとなった。
平成 2 年 5 月	宮城県教育委員会教育長あて「埋蔵文化財の調査について」依頼を行った。
平成 2 年 11 月～3 年 2 月	関係地権者に対し今後の進め方や分布調査についての通知を行った。
平成 3 年 2 月	仙台市教育委員会教育長あて「埋蔵文化財の調査について」依頼を行った。政令指定都市移行のため調査主体を仙台市とし、宮城県が協力する体制となる。 分布調査の実施について報告された。 (高柳 A 遺跡、高柳 B 遺跡、竹ノ内遺跡、沼向遺跡 (古墳)、沼向遺跡 (遠藤館跡)、中野曲田板碑、耳取観音堂板碑)
平成 3 年 9 月	確認調査が開始された。
平成 5 年 8 月	確認調査が完了し、調査範囲が定まった。(中野高柳遺跡〈高柳 A・B を統合〉、竹ノ内遺跡、沼向遺跡〈古墳・遠藤館跡を統合〉)
平成 6 年 9 月	沼向遺跡の本調査が開始された。
平成 7 年 9 月	中野高柳遺跡の本調査が開始された。
平成 15 年 8 月～10 月	竹ノ内遺跡の確認調査が実施されたが、近世以降の屋敷や寺に関わる遺構の確認にとどまったため、調査不要と判断され本調査なしとなった。
平成 17 年 7 月	中野高柳遺跡の本調査が完了した。
平成 21 年 11 月	沼向遺跡の本調査が完了した。調査は完了であるが、未調査の保留地が残っており、今後の発掘調査は、建築計画が示されてから実施されることとなった。

### 4 発掘調査の実績

(単位: ha)

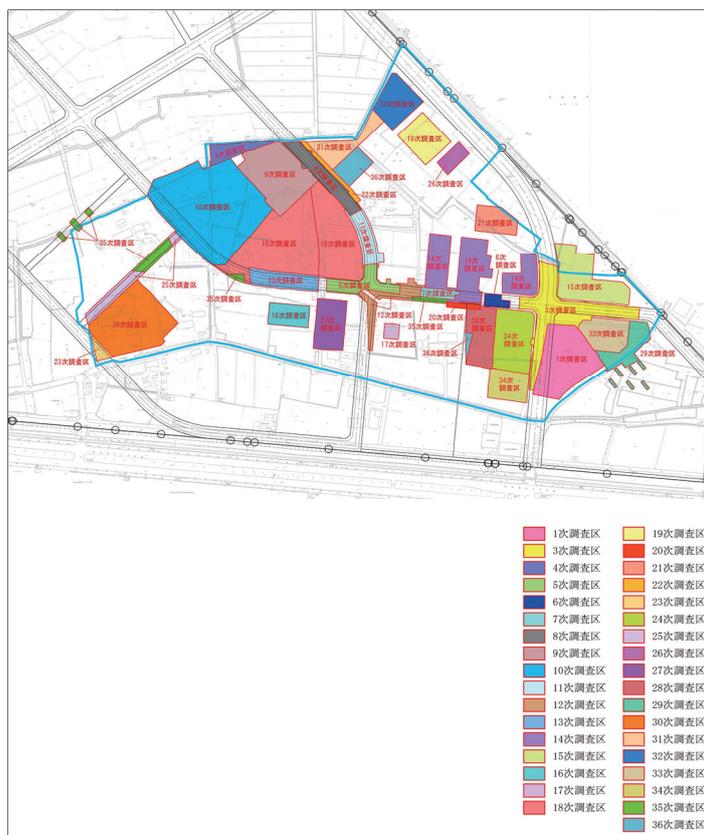
年度	発掘予定面積	平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計	
沼向	12.19		0.44	0.44	0.19	0.1	0.23	0.33	0.35	1.58	0.84	1	1.06	0	0	0	0.08	0.09	H21で完了	6.73	
竹ノ内	1.16											0.19	H15確認調査で終了							0.19	
中野高柳	5.13		0.11	0.2	0.08	0.25	0	0.1	0.35	0.62	0.93	0.69	0.82	0.29	H17で完了					4.44	
県	単位: m <sup>2</sup>		1,050	950	0	0	0	0	3,250	6,200	9,280	6,930	8,200	2,900						38,760	44,380
市			0	1,089	813	2,490	0	1,019	209	0	0	0	0	0						5,620	

中野高柳遺跡の範囲と調査地点



(出展：宮城県文化財調査報告集第204集)

沼向遺跡調査の範囲と調査地点



(出展：平成19年度 仙台港背後地土地区画整理事業地内遺跡発掘調査報告)

## 5 調査の分担

### ・ 中野高柳遺跡

平成6、7年度	宮城県文化財保護課
平成7～11年度	仙台市文化財課
平成12～17年度	(最後) 宮城県文化財保護課

### ・ 沼向遺跡

平成6～21年度	仙台市文化財課
----------	---------

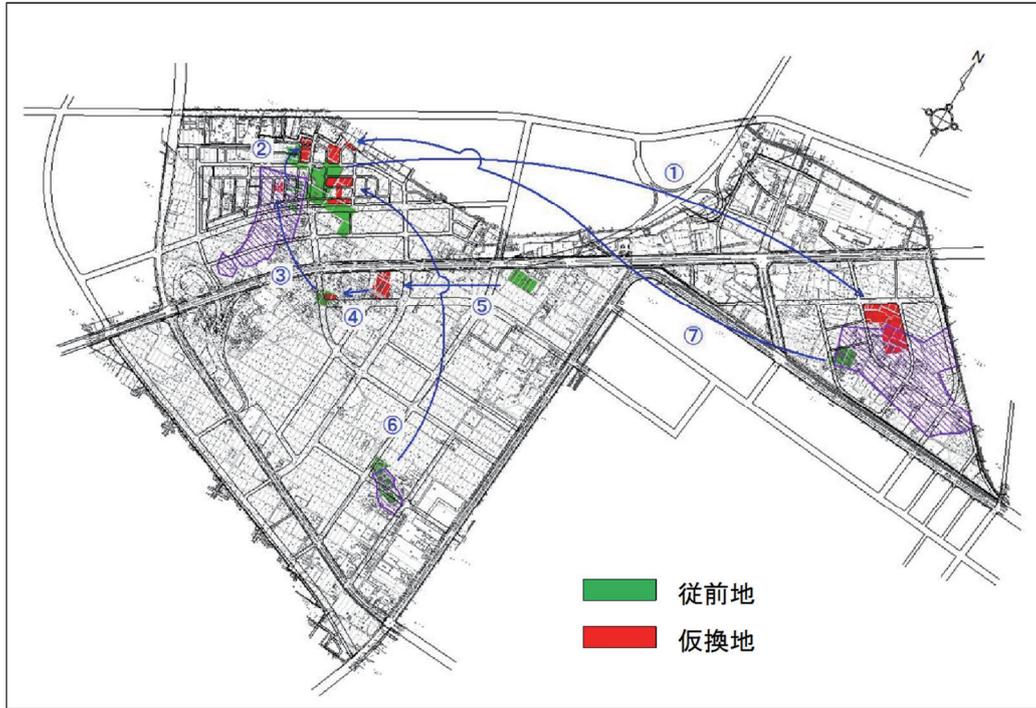
### ・ 竹ノ内遺跡

平成15年度	宮城県文化財保護課 ※確認調査実施の結果、調査不要となった。
--------	-----------------------------------

## 6 換地設計との関連

中野高柳遺跡を含む区域は住宅地区に設定しており、発掘調査の実施及び安全な宅地供給のための載荷盛土工事や雨水幹線工事等の要因が重なり、玉突き移転が行われた。

玉突き移転の模式図と説明



番号	従前地の用途	仮換地
①	工業	工業地区へ移転するためには、沼向遺跡の調査が完了する必要がある
②	住宅	住宅地区へ移転するためには、①の建物移転が完了する必要がある
③	住宅	住宅地区へ移転するためには、高柳遺跡の調査が完了する必要がある
④	流通	流通業務地区へ移転するためには、③の建物移転が完了する必要がある
⑤	流通	流通業務地区へ移転するためには、④の建物移転が完了する必要がある
⑥	住宅	住宅地区へ移転するためには、①の建物移転が完了する必要がある また、⑥が移転しなければ、竹ノ内遺跡の調査が行えない
⑦	住宅	住宅地区へ移転するためには、①の建物移転が完了する必要がある また、⑦が移転しなければ、沼向遺跡の調査が行えない

## 7 発掘調査への協力

当事業では、調査の進捗に供するため発掘調査の現場事務所や倉庫を建築した。



沼向現場事務所

(平成7年3月建築～19年3月)



中野高柳現場事務所

(平成9年4月建築～17年10月)



位置図 (左：沼向現場事務所、右：高柳現場事務所)

## 8 遺跡の概要

- 沼向遺跡：(古墳跡、遠藤館跡を一本化して沼向遺跡と呼称)  
古墳時代前期の住居跡、水田跡、古墳、方形周溝墓、円形溝墓、土壙等が見つかった。平安時代前後及び近世以降の土杭、溝跡、畠跡耕作痕等も確認されている。

### ▼主な遺構 (円墳 (4世紀頃))



- 中野高柳遺跡：(高柳A遺跡、高柳B遺跡を一本化して中野高柳遺跡と呼称)  
鎌倉時代から江戸時代にかけての建物群の柱跡、井戸跡、溝跡、墓跡等が見つかった。

### ▼主な出土品 (海老柄の装飾が施された小刀 (16世紀の土壙墓))



- 竹ノ内遺跡  
確認調査において、遺構とみられていた溝跡は自然流路跡の可能性が高く、出土品も近世以降のものともみられたため以後の調査は不要となった。